

教育委員会第8回協議会会議録

開催日時 平成19年3月2日(金) 開会10時01分 閉会11時02分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員 中野区教育委員会 委員長 飛鳥馬健次

同 委員 山田 正興

同 委員 大塚 孝子

同 委員 高木 明郎

同 委員(教育長) 菅野 泰一

事務局職員 教育委員会事務局次長 竹内 沖司

教育経営担当課長 小谷松 弘市

教育改革担当課長 相澤 明郎

学校教育担当参事 大沼 弘

指導室長 入野 貴美子

生涯学習担当参事 村木 誠

中央図書館長 倉光 美穂子

書記 教育経営分野 松島 和宏

教育経営分野 吉田 真美

傍聴者数 3人

議 題

○委員長、委員報告事項

- ・ 2/24 日本医師会学校医講習会について
- ・ 2/25 日本医師会母子保健講習会について
- ・ 2/28 中野区地域子ども教室推進事業パネル展について

○教育長報告事項

- ・ 予算特別委員会総括質疑について
- ・ 予算特別委員会文教分科会について

○事務局報告事項

- 1 区民公益活動に関する助成制度[政策助成]における「平成19年度に区として重点をおく取組み」について
- 2 区立図書館における広告掲載物品等の受入について

午前10時01分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。ただいまから、教育委員会第8回協議会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

<委員長、委員報告事項>

飛鳥馬委員長

初めに委員長、委員報告ですが、委員長、私のほうからの報告は、今週はございません。

では、山田委員、お願いします。

山田委員

私のほうから、ご報告いたします。

2月の最終の土曜日と日曜日は、日本医師会が主催をいたしまして、主に学校医の先生方を対象にした学校医の講習会、それから翌日曜日は、昨年度までは乳幼児保健講習会と称して小さいお子さんたちのための講習会があったんですけれども、今年からは母子保健講習会という形で、両日にわたりましてそういった講習がありましたので出席をしてみました。

2月24日の土曜日の学校医講習会でございますけれども、その中では、特に地域医療の一環として学校医活動をどのように円滑に進めていくかというような視点での話でございました。特に、午後の中で、学校の危機管理と心のケアというところで、山口県の精神保健福祉センターの先生から発表がありました。要は、学校でいろんな、例えば子どもたちによる死傷の問題だとかいじめの自殺の問題とかが起きたときに、危機管理、リスクマネジメントとしてどのように取り扱っていくかというお話で、危機管理の対策としては、教育委員会が主導的に行っていくタイプと、それからいわゆる臨床心理士の方たちが主導的に関わっていくタイプ、それから3番目は、これは非常に、まだまだ行っているところは少ないかと思うんですけれども、外部独立チームと言いまして、実は、この発表は、その外部独立チームについてのお話でした。どういうことかといいますと、そういった学校での急な問題が起きたときに、おのおの、県の精神保健福祉センターの中での非常勤の職員が対応するというので、そのチームをつくって対応するわけですが、そのチームには、医師、臨床心理士、それから精神保健福祉士、保健士、看護師など、多職種の専門家で構成をして、即応的なチームを組んで対応していくということで、そういったことで

実践をしてきたというお話でした。こういった危機の場合に一番問題になりましたのは、子どもたちが、いわゆるPTSDと言って、後でいろいろこの問題を未然に防ごうということで、こういった外部チームも、活動は72時間、3日間に限って行くと。その後は地区の教育委員会と連携をして収束していくというような形での対応の仕方があるということでありました。日本の中では、この山口のケースと和歌山に、そういったチームがあるということですが、東京においても、先ほど室長にちょっとお伺いしたんですけれども、三つの保健福祉センターに、そこまでしっかりしたチームかどうかはわかりませんが、そういった対応をするチームがつけられているということでありました。

もう一つは、青少年の鬱病と社会不安障害ということでの発表がありました。私も聞いてびっくりしたんですけど、演者は東洋英和大学の精神科の先生です。2005年の5月にNHKが行った調査によりますと、子どもの鬱病というのが、その予備軍を含めると8人に1人の割合で、鬱もしくは鬱状態が発生しているのではないかという話でございました。その鬱という病気は、医学のレベルでは、今までは比較的中高年齢の方に多い病気で、女性に多いという特徴があるんですけども、それが小学校、もしくは小学校高学年ですね、それから中学校にも少し波及してきているというようなお話であり、社会的にも、鬱病というのが、それほどまれではないんだということと、きちんと診断をすれば、今ではそれに対応した薬があるということでもあります。それともう一つは、社会不安障害。聞きなれない病気かもしれませんが、いわゆる、日本で言いますと上がり症、昔で言う赤面恐怖症とか、そういった方たちを、広い意味では最近では社会不安障害と言います。上がり症、例えば、大学を出て就職のときの面接の試験のところで上がってしまって、それがために引きこもりになってしまって、なかなか社会に出れなくなってしまうということが最近ではあるということです。そういった方たちに対しても、そういった病気があるということ、上がり症というのはもともとあるわけですが、そういったものを理解していただいて、早くに適切な治療なり相談を受けていただくことで社会復帰が可能になるのではないかというお話でした。

翌日の25日は母子保健の講習会がありまして、直接教育とは関わりがないかもしれませんが、最近の、いわゆる産科・小児科医療の問題。どうして産科の医療がなかなか立ち行かなくなったのかとか、小児科の医療の今の問題などが午前中発表がありまして、午後のシンポジウムは、親子が育つ地域づくりということで、いろいろお話がありました。その中で、東京の小石川の医師会なんですけれども、子育てをしているお母さんたちに向けて、医師会もしくは地域センターを利用して、子どもたちに読み聞かせをする、絵本の読み聞かせをして、その後、健康の問題ですとか、それから子育てのいろいろな問題に対して、

ドクターとか保健士さんがその場において相談活動を行うという事業を、もう3年ほど前から行っているそうです。今は月に1回ということでございますけれども、その日になると、お母さんたちがたくさん参加してくれるようになったということで、今年からは、妊婦さん、お腹の大きいお母さんたちも一緒に来てもらって、先輩ママさんたちからいろいろお話を聞くということで、地域を上げて子育ての支援に取り組むというようなお話がありました。

それから、昨日ですけれども、東京都で地域学校保健推進事業という事業の会議がありました。これは何回かこの場でも発言をさせていただきましたが、文部科学省が、子どもたちのいろいろな健康問題に対して、現在の学校医の内科・眼科・耳鼻科の3科体制に加えて、専門医による学校の保健活動を支援して意向という形で予算化をしまして、16年度から18年度までは2億円規模で行っていたそうです。来年19年度は少し額が下がって1億円規模で継続をするということでありまして、東京都では、現在、都立高校を中心に、精神科医の先生と産婦人科医の先生を派遣する事業を行っています。今年度の実績は、都立高校の精神科の派遣が31校、それから産婦人科のほうの派遣は4校で実践をされています。私は、その後、産婦人科のほうの学校保健活動の支援事業についての分科会のほうに出席をしたわけですが、18年度の活動を通じて、来年度も希望したいという学校が、アンケートによりますと119校ぐらいに上っているということでありまして、予算規模が少し縮小しておりますので、どのような形でドクターを派遣するのかということでお話がありました。また、高校の授業の中で、大体年間1,000時間ぐらいがあるんだそうですけれども、保健体育という授業は100時間ぐらいだそうですね。その中で、保健体育ですので、保健の授業というと年間に10時間あるかないかということで、その中で、例えば薬物の防止ですとか、いわゆる健康全般ですので、その中で性教育を取り扱うというのは非常に少ないということで、学校側も非常に苦労されているようで、こういった専門医を学校に来ていただいて、専門家の立場から、そういった指導を行うことに対して期待感が高まっているということでございました。20年度からは、東京都においても、もう少し予算規模を拡大して、産婦人科、精神科にとどまらず、皮膚科的な障害ですね、おしゃべり障害とか紫外線の障害とかに関わっての皮膚科の先生とか、それから、スポーツ外傷に伴っての整形外科の先生なども、できれば行いたいというような意向を示されておりました。

私からは、以上でございます。

高木委員

2月28日に野方地域センターで開催されました、中野地域子ども教室パネル展という

のに行ってまいりました。こちらは、地域で活動している子ども教室、25 教室プラス 3 事業が活動状況をパネルで展示したものでございます。学校あるいは児童館、地域センターがベースとなって、保護者や地域の住民が積極的に参加して多様な活動を展開していることがよくわかりました。ただ、私が行ったのが、ちょっと、5 時終わりで 4 時過ぎだったので、時間が悪かったのか人がほとんどいなくて、ちょっと寂しかったなど。あと、パネルが展示してあるだけで、ちょっと内容がわかるような冊子とかがもうちょっとあったらいいかなと思ったんですが、やはり小学校、中学校が学校の教員、それから地域の住民、保護者が三位一体でやっていくという、その土壌がここにできていい活動だなと思えました。

大塚委員

私のほうも、特にございません。

<教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

では、教育長報告、お願いします。

教育長

お手元に、総括質疑の一覧があります。これに沿って、ちょっとご報告させていただきまますけれども、今、区議会が第 1 回定例会が開かれておりまして、先議と言うんですけれども、予算を先に審議するわけなんですけれども、今、予算につきましては、一般質問が終わりまして、予算特別委員会というのを開いて、その中で、特別委員会の中で審議しております。特別委員会は、全体会と分科会に分かれます。全体会を 2 日やって、その中で総括質疑、これをやって、その後、分科会という形で、各分科会に分かれて審議しております。今現在は、文教分科会が開かれていると、こういう状況でございます。

この総括質疑でございますけれども、2 日間にわたって開かれました。質問が 11 人出まして、その中で 9 人の方が教育員会関係の質問をされています。

まず伊東しんじ議員ですけれども、防犯・交通安全のための区民活動支援の中で、学校におきます防災訓練とか防災教育の状況と、それからそこで、例えば講習費がかかったような場合に予算化するのかどうかというような質問がございました。

それから、2 番目の大泉議員ですけれども、まず、これ 4 番目の 19 年度予算中の個別事業についての中で幾つか出ていますが、今度つくります幼児教育センターと学校との連携はどうなのかという質問。それから、これも今後つくります地域スポーツクラブで「フットサル」を入れたらどうかというような質問がございました。それから、これも来年度事業ですけれども、歴史的建造物の調査ということをするわけですが、その調査後どの

ように活用していくのかというようなご質問がありました。さらに、学力向上について、教育マイスターというのをやっていますが、これはどうなっていますかというような質問がございました。さらに、図書館の増設について図ってほしいということと、それから図書館の増設というのですかね、いろんな建物があったら確保するなど、そういうような、先ほどちょっと申し上げました歴史的建造物なんかで、いいのがあったらそういうのも使ったらどうかというような、そんな質問でございました。

それから長沢議員ですけれども、まず1点目が、特別教室の冷房化であります。まだ冷房化ができていない特別教室についても冷房化すべきではないか。それから、給食食器の改善ですが、これも一般質問も出ていましたけれども、強化磁器にまだ全部やっておりませんので早くやるべきだという質問です。

それから、藤本議員ですが、これは4番目の児童の体力向上プログラムについてというところですが、ありていに言えば「フラッグフットボール」について、一律にやるのはどうかというようなご質問でありました。

それから、吉原議員ですけれども、これは1番目の教科書採択ですがいろいろです。教科書選定についてきちんとやっているのかということと、それから次回やる場合にはきちんとしなさいというような、そんなご質問でありました。

それから、やながわ議員ですが、これは、その他で、地域スポーツクラブをこれから始めるわけですけれども、それが、東京都が補助金をつくっているのではないかと。そういった活用をというようなお話でした。

それから、篠議員ですが、裏にまいります。これは、4番目の改正教育法についてというような中で、いろいろご質問がございましたが、まず道德教育についてどうしているのか。それから、土・日、土曜とか休日ですね、こういったところの学校での学習指導などはどうしているのかというようなご質問。それから、3番目が教育基本法の改正について、区としてどうとらえているかというようなご質問でした。

それから、むとう議員ですけれども、桃園三小の改築に伴いまして、子どもへの影響をどう考えるかと。つまり、工事をしていきますと、ほこりが立ったりしますので、その辺は大丈夫なのかというようなご質問がございました。

それから、奥田議員ですけれども、コミュニティ・スクールについてということで、大学生のスタッフとか地域のボランティアとか、そういったものを連携して活用するような方策について講じるべきだというようなご質問でした。

総括質疑は、以上でございます。

それから、昨日、先ほど申し上げました文教分科会が開かれまして、これはもう全般に

わたって質疑を受けるんですけども、1日で一応終了いたしました。内容につきましては、主に、これはどうなっているのだというような数字的な問題とか、そういうようなご質問が多いので、大体済んでおります。主な議員さんからの意見等が出ておりますので、それにつきまして若干お話しいたしますと、一つは、学校が外部評価制度をしています。それぞれの学校です。これについて、何年か経っているけれども、もう少し工夫が要るのではないかというようなご提案がございました。それから、スクールサポーターですけども、来年度から準備に入って、再来年度実施するというようなことで考えていますが、この進め方につきまして、もう少し工夫が要るのではないかというようなご提案がございました。それから、これも一般質問でもあったんですけども、学校での歯磨きですね、これが、なかなか難しいというようなお答えをしているわけですけども、さらに工夫してほしいと、考えてほしいというようなご提案、ご要望がございました。それから、給食食器の強化磁器化につきましては、総括質疑と一緒にございます。それから、臨海学校をやっていますが、これの岩井臨海学校について、単独でやっている学校がほとんどなんですけれども、7校ばかし合同で実施しております。これについて、以前からかなりこれはおかしいということで単独化すべきであるというようなことでお話をしておりまして、今後どうなるのかというご質問がございました。それから、図書館運営の考え方ということで、今後、図書館をどの程度民営化していくのかとか、どこまで行政がやるのかというような基本的なところを、ちょっと考え方をしっかりしてほしいというような、こういうお話がございました。それから、文化スポーツ施設の指定管理者につきまして、切りかわったわけですけども、切りかえの際の、いろいろ若干のトラブルについてどうだったのかというようなことと、それから今後どうするのかというようなお話について質問がありました。主に、そんなようなところが主な質疑であります。

以上です。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、事務局報告のほうに移ります。

初めに、区民公益活動に関する助成制度の[政策助成]における「平成19年度に区として重点をおく取組み」についての報告をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、お手元の資料に基づきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

区民公益活動に関する助成制度[政策助成]における「平成19年度に区として重点をおく取組み」についてという内容の報告でございます。

区民公益活動に関する助成制度、これは[政策助成]ということで再構築を図るということになってございますけれども、区民団体の行う公益活動の中でも、区が行う政策に合致をしまして、区政目標の実現に貢献するような活動について助成を行うというものでございます。内容の詳細については、以前、当委員会で一度ご報告をさせていただきましたけれども、その全体、考え方に従いまして、下の表に記載のとおり[政策助成]の対象となります活動領域、これは9領域でございますが、その各領域ごとに政策的に助成の優先度が高いと判断する項目につきまして、平成19年度に区として重点を置く取組みとして定めるというものでございます。この[政策助成]につきましては、ちょっと復習でございますけれども、区民の各団体のほうからいろいろな助成の申請が出てくるわけでございます。それらにつきまして幾つか基準を設けて、その申請内容について審査を行うというものでございますけれども、その審査の過程の中で、区の方としまして、区が実現を図るべき政策目標、そういったものをあらかじめ区民の方々にお示しをして、その内容に合致するものについては区の政策目的、実現を図る上での一つの優先度の高い形で審査の方を進めていくと。そういった形での、各年度ごとの重点的な取組み、これをあらかじめ区民の方々にお示しをしておくというものでございます。

その重点を置く取組みということで、先ほど申しました九つの活動領域でございますが、資料の裏面のほうの8番目、学習、文化、芸術またはスポーツ振興のための活動の、この領域でございますが、ここが教育委員会の中心とした活動になるわけでございますが、来年度、この中で二つ、その目標と申しますか、取組み、重点的な取組みを決めてございます。1点目が、区民の体育向上を目指した気軽に参加できるスポーツ活動。それから二つ目といたしまして、中野らしさを創出する文化・芸術活動への取組みということで、区民の団体の方々から、いろんな活動内容について助成の申請が出されるということが想定されるわけですが、特にこの二つの領域につきましては、その審査の中におきまして重点的な取組みとして配慮をしていくと、そういうものでございます。19年度の助成予定総額ということで、この活動領域につきましては80万円の予算を見込んでございます。これにつきましては、前回もお話し申し上げましたが、区民の各団体が行います活動に対しまして、1事業は20万円を限度または1団体について40万円が限度となってございますが、いろんな区民の方々からの団体の申請があろうかと思いますが、予算で定める範囲の中において助成をするということになってございます。この活動領域につきましては全体として80万円の範囲の中での助成を見込んでいるところでございます。

今後の主なスケジュールということでは、この来年度の重点を置く取組みにつきましては3月18日号の区報でお知らせをいたしまして、また3月の下旬、3日間ほどかけまし

て、申請を予定しております区民の団体の皆様方への説明会を実施をしたいと。その後、新年度4月に入りましたら、4月2日から5月11日まで申請の受付を行いまして、その後、5月から6月にかけて各部での審査を行う。いろいろ提出されました活動内容につきまして、統一的な形での審査基準に基づくとともに、ただいま申しました来年度の重点的な取組みについて考慮した上で、全体として審査を行って、交付団体また交付事業につきまして決定をしていくと、そういうものでございます。

以上のとおり、来年度の[政策助成]に関わります重点を置く取組みの内容につきまして決定をいたしましたので、ご報告をさせていただきました。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたら、どうぞ。

山田委員

予算のことでお尋ねしたいんですけれども、今年度は区のほうから、大体これでいきますと1,000万弱ぐらい予算が出ているのかなと思うんですけれども、いつかの区報に、この公益活動に対して基金を募集するようなお話があったと思うんです。その点をちょっとお伺いしたいんです。

教育経営担当課長

今回お示ししてございます、これにつきましては、区の予算の中での助成ということで、もう一つ基金を活用した助成がございまして、基金の方につきましては、またこれと別途の形で助成を行いまして、そちらにつきましては、どちらかという、もう少し広い範囲で、余り区の政策目標と必ずしも合致をしなくても、かなり先駆的な、そういった取組みについても幅広く助成を基金の中からやるというようなことで、少し、ちょっと活動領域といえますか、もう少し広い範囲の中から基金でやるという、そういう意味では助成としては二本立てのような形になってございます。

山田委員

その基金というのは、もともとそういった基金があったんですか。この間の区報だと、基金に対して積み立てを募集するように僕は読み取ったんですが、そうではないんですか。

教育経営担当課長

基金としては、それ自身、基金を設けて、その中から助成をするというものがございまして、毎年度、予算を定めて、また区の目標と政策目標と比較的うまく合致するような内容についての助成も、もう一方で、予算の定め範囲で毎年度やっていくというものもございまして。今回は、その予算の範囲の中で行う区の助成の内容というものでございます。

生涯学習担当参事

中野区民公益活動の推進に関する条例の中に、実は基金の設置、それから積立管理等々、そういう条項が設けられておりまして、まず設置につきましては、中野区民、区の区民公益活動推進基金を設置するという条項に基づきまして、基金として積み立てる額は次に掲げるところによるということで、前条に規定する基金の設置目的のための寄付金、そして中野区一般会計予算で定める額ということですので、両方から出てくる可能性があるということ、額のほうはちょっとまだ私のほうは確認しておりませんが、たしか寄付はあったと思います。

高木委員

スケジュールのところ、活動を所管する各部において申請の受付、各部による審査、助成の決定というふうにあるんですが、これ、九つの領域があると思うんですけども、具体的に、この領域はここというのをちょっと教えていただきたい。この部というのを教えていただきたいんですが。

教育経営担当課長

九つの領域がございますので、それぞれ各部で、この各領域のほうに個別に各部で審査を行うという形をとります。それぞれ九つの領域の所管の部ということで申し上げたいと思いますけれども、まず1番目ですが、地域を住民自身で支える活動、これは区民生活部があって、とりまとめを行うことになってございます。それから2番目の産業の関係のもので、こちらも同様、区民生活部。それから三つ目の地球環境に関する活動ですが、これも区民生活部が取りまとめ申請先となっております。4番目の子ども関係ですが、これは子ども家庭部。5番目の男女共同参画、これも同じく子ども家庭部でございます。それから6番目、地域の保健福祉、これは保健福祉部。それから7番目は都市整備部、そして8番目が、先ほど申しました教育委員会。9番目の国際交流、平和関係ですが、こちらは総務部というような形で、それぞれ窓口となっております。

生涯学習担当参事

最後の9番目ですけども、4月に組織改正がありますよね。ここは、今度の新しい経営本部というところが対応することになります。

飛鳥馬委員長

ほぼ、今、総額の助成枠80万から、子ども家庭部はすごいですけども、十何倍ですけども、ほかに比べて。ですが、これは今までの実績といいますか、何かそういうものが参考で振り分けられているのか。あるいは、区としての重点施策でこういうふうに配分した方という、その辺のところはいかがでしょうか。

教育経営担当課長

ちょっと、その部分は特別でございまして、これまで行ってまいりました青少年健全育成事業に対する補助金の制度がございまして、地域でいろいろ活動しております青少年育成の地区委員会だったころ、いろんな、そういった健全育成事業に関わります助成制度、補助金制度がございまして、それを、今回、この政策助成の中の、この活動領域の中に包含するという形になります。これが非常に、従来から大変多くの金額、補助金額を持ってございまして、例えば、今年度の交付額で言いますと、約 880 万円ほど、900 万円近いこれまでも補助の実績がございまして、それらを引き継ぐという形になりますので、総体といたしまして、ここの活動領域につきましては非常に多くの金額が計上されるということになります。

飛鳥馬委員長

わかりました。そうすると、今まで活動している、何かそういう地域組織が応募すれば、それを審査にかけるといことでしょうか、NPOみたいなそういうものは入るのでしょうか。どうでしょうか。

教育経営担当課長

申請できる団体につきましては、前回もちょっとお話し申し上げましたが幾つか基準がございまして、それらの条件を満たせば、区民の方が参加している団体であれば構わないということで、区民が自主的に組織する非営利の団体である、今、委員長もおっしゃいましたNPOのこの中に当然含まれるわけがございまして、そのほかに主たる事務所や連絡場所が区内にあること。それからまた、規約、会員名簿を有すること。それからまた、希望者については、その団体に任意に参加、あるいは脱退ができるというような民主的な運営が行われていること。それから、公益活動の実績として、連続して1年以上活動実績がある。これらの条件にいずれも合致する団体であれば申請はできるということになっております。

飛鳥馬委員長

そうしますと、ちょっと具体的に申し上げますと、教育委員会担当8番のところでは申し上げますと、例えば、体力向上、文化芸術もそうだと思うんですけども、スポーツクラブのようなものがあって、野球とかサッカーとか、いろいろやっていることはあると思うんですけども、そういう地域のスポーツ団体みたいなものに対してはいかがなんでしょうか。

生涯学習担当参事

そのクラブ、団体が、その構成員のために活動するという場合には、対象になりません。一般の区民を対象に、広く、要するにそういう活動をするという場合に、その申請審査の対象になります。したがって、例えば、前回もちょっとお話ししたかと思うんで

すが、小学校PTA連合会がPTAの、要するに構成員のために何か公益活動をしますと言っても、それはあくまでも団体内部の話になりますので、そういう場合には対象になりません。それが、小P連が一般の区民を対象にした、何かそういった、ここの公益活動に関わるそういう活動をしますということであれば、これは新たに公益活動の政策助成の対象になってくると、そういう区分けをしてございます。

飛鳥馬委員長

そこが難しいところですね。

教育委員会事務局次長

今の話ですけれど、要するに、団体助成ではなく活動助成なんですね。だから、同じ、今、参事が言ったように、同じ団体であっても二つの活動がありますから、そちらの公益的な活動については助成ができる。そういうことになります。

飛鳥馬委員長

そうしますと、文化、芸術のほうで申し上げますと、区民が参加した、そういう活動にならないとだめなんですか。発表に見に来てくださいと言うだけでは。見学してくださいと、そういうものはだめなんですか。そこら辺、難しいところがあると思うんですけども。

生涯学習担当参事

委員長おっしゃるとおりなんですね。認可団体が、例えば何とか舞踊連盟みたいところが、例えば、どこかのホールを使って発表会をしますからどうぞご参加くださいというのが、この活動に当たるのかどうかというのが、なかなか、その線引きが難しいと思っております。ですから、それはまさしく個別に申請があった段階で内容を審査をしてみませんと、その審査の場合にはきちっと審査項目と審査基準が設けられますので、それに沿った形でチェックをしていって該当するか否か。で、ある点数以上になれば、この助成の対象になるような、そういう仕組みにするんだということで、今、区長室の方で検討しておりますので、そのあたりを見てみませんと何とも、ちょっとこの場ではお答えがなかなか難しい問題でございます。

山田委員

確かに、公益的な活動というのは非常に選別は難しいかなと思います。ちょうど、国のほうの公益性の活動についての、公益制度見直しの話が出ているかと思うんですけども、それがどの程度をもって公益とみなすかというのは、まだまだ議論があるところだと思います。今回、政策助成ということ、活動助成ということだと思いますけれども、初めてこれやるんですよ。それに対して、この周知が区報の1回で、その後すぐに説明会という

ことですけれども、なかなか周知が難しいんじゃないかなと思うんですけれども、何かその辺に対して、プラス何かこんなこともということがあるんでしょうか。団体については、これ 18 日の区報を見て、すぐに、じゃあ、説明会、説明会も 3 日間ということですから。

生涯学習担当参事

例えば、青少年健全育成活動に関わる団体とは、これまでも別の体系で補助しておりましたので、そういったところは、聞くところによりますと、子ども家庭部は個別に対応することに、たしかなっていると思います。私どもで申しますと、実は、体協はちょっと別の扱いになっていますけれども、新日本スポーツ連盟といったようなものの団体が別にございまして、こういったところが、私の方で個別に説明しますので、恐らく各部で、そういった、これまでの関わりのあるようなところが中心になると思いますけれども、個別な対応とあわせてこういう統一的な説明会等の対応を図る、そういう二本立てでいくんだらうと思います。

山田委員

もう一点ですけれども、これ、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献するというのが最初にあるんですけれども、実際は、いろいろな活動を、これ支援してやってみて、もしかしたら区の政策とは少しかけ離れてでもこれはやるべきだという話も出てくるんじゃないかなと思うんですけれどもね。そうすると、区政目標は、弾力的にある程度ニュアンスとして大きくとらえるということは、将来的には可能んじゃないかなと思うんですけれどもね。余りにも最初から、これでなきゃいけないということでは、最初はないんじゃないかなという理解でもよろしいんですかね。

教育経営担当課長

確かに、活動領域ということでかなりありますけれども、大体、区民の方々がいろいろな形でなされる公益的な活動というものにつきましては、かなりこの領域の中でほぼとらえていると。それからまた、活動の内容につきましても、確かに区のそういった政策の方向といいますか、目標と方向を一致するという形はございますけれども、ただ、取り決めといいますか、示し方としまして、細部にわたって個々の活動の内容について制限を行うという形ではありませんので、幅広く、例えば国際交流なら国際交流、文化芸術なら文化芸術の振興という形になってございますので、極端な例はともかくといたしまして、通常の区民の一般の公益活動であれば、大体その方向は一致しているというふうには考えてございます。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。細かいことは、なかなか具体的には難しいことがたくさんあるのかなと思いますけども。でも、区民の自主的な活動を支援するということで、大変いい取り組みだろうと思います。

それでは、次の事務局報告に移ります。

次は、区立図書館における広告掲載物品等の受入についての報告をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、お手元の資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

今回、区立図書館におきましては、広告掲載物品等の受入を新たに企画をしたところでございます。この目的といたしましては、図書館の特性、区民の方に対する知名度が非常に高い施設であること。また、一定の集客力を持つというような特性、さらに文化施設として非常にいいイメージを持たれているということを生かしまして、民間の資金を新たに導入することにより、目標としております開架図書更新率 10%を達成するために必要な資料費の資料の購入費を捻出するための歳入確保と歳出の抑制を図りまして、あわせて利用者サービスの一層の向上を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

2番目に、新たな取組みの内容でございます。まず(1)と題しまして、広告を掲載した物品等の寄贈の受け入れでございます。現在、図書館で想定しております物品ですけれども、まず、かよい袋と申しまして、こちらでございますが、児童用に登録した子どもにこのかよい袋、手提げかばんを以前配付してございました。これは、平成13年に、財政状況の悪化に伴いまして中止して現在に至っておりますところでございますが、こういったものにつきまして、広告を掲載したかばんを制作してもらい、それを私どもで受け入れるという形を考えてございます。それから、今考えておりますことの2番目は、図書館カレンダーと申しまして、図書館のカウンターなどに、こういった年間の開館日を書いたものをお配りしているんですが、こちらに広告を掲載して印刷したものを私どもで受け入れるというようなことを、現在考えてございます。また、今後、こちらに挙げましたようなブックカバーですとか本のしおり、あるいは利用者の登録者のカード、さらに貸出ジャーナルと申しておりますが、返却期限を打ち出した紙でございますね、こういったものにも広告の掲載を検討していきたいと考えております。

広告内容につきましては、あらかじめ要綱を定め、受け入れ前に審査をしていきたいというふうに考えております。また、物品の既存受け入れの募集につきましては、物品の種類ごとに募集の方法及び期間を定め、周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

2番目に情報誌ラックの設置でございます。これは、図書館と契約した広告代理店が、

図書館の中に情報誌のラック、現在考えておりますのは高さが大体 165 センチぐらい、幅が1メートル強のものでございますけれども、よく最近、駅や地下鉄などにも情報誌のラックがございますが、あれよりももう少ししっかりしたつくりのものを現在考えてございます。情報誌ラックを設置いたしまして、その中に広告代理店経由で大学や専門学校等の入学案内を設置いたしまして、区が設置に係る教育財産使用料と広告料を広告代理店から徴収するというものでございます。この事業につきましては、ある広告代理店からの企画提案をもとに、図書館のほうで事業化を図るものでございます。現在検討しております情報誌ラックの設置場所は、駅に比較的近い中央図書館と東中野図書館及び野方図書館の3カ所を考えてございます。また、使用料及び広告料の徴収につきましては、規則に基づく使用料と、さらに広告場所の広告価値に応じて定めた広告料を契約に基づいて徴収をするという形を考えてございます。なお、この情報誌ラックの設置につきましては、既に横浜市あるいは調布市などの図書館で既に導入事例がございます。

3番目に、図書館のホームページにおけるバナー広告の設置でございます。図書館のホームページの画面の余白に、いわゆるバナー広告と申しまして、クリックするとその広告主のホームページに飛ぶ機能を設けることを現在検討しております。また、将来的には各館に広告の掲示板なども設置して広告料を徴収することも検討していきたいというふうを考えてございます。

裏面にまいりまして、実施時期でございますけれども、まず、広告を掲載した物品等の既存の受け入れにつきましては、平成 19 年4月から順次募集を開始していきたいと考えております。また、情報誌ラックの設置につきましては、平成 19 年4月から実施していきたいと考えております。なお、図書館ホームページのバナー広告等につきましては、使用の検討ですとか、場合によってはシステムの修正等が必要になる可能性もございまして、19年度中の実施を目指してまいりたいと思います。

これらの新たな取組みによります財政効果でございますが、あくまで試算ではございますけれども、広告等をとっていきますことによる歳出抑制額としましては、おおよそ 269 万円余りが試算されております。また、情報誌ラックの設置に伴います歳入につきましては、年間で約 32 万 6,000 円程度と、このように見込んでおります。

今後、5番に記載してございますように、教育委員会としての要綱を整備して広告等の審査を厳正に実施していきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

飛鳥馬委員長

それでは、ご質問、ご意見を伺います。いかがでしょうか。

最初の目的のところをお聞きしますけれども、2行目なのですが、「開架図書更新率10%に必要な資料購入費を捻出するため」とありますね。資料購入費、ちょっと私わからないんですが、開架率を上げるのと、その資料購入とは、どんなふうなあれなんですか。結びつきといいますか、どういうふうに使われるというか。

中央図書館長

ちょっとわかりにくい記載かもしれませんが、申し訳ございませんが。開架図書の更新率と申しますのは、例えば100冊本があったといたしまして、1年間に10冊新しい本を購入し、その分10冊の本を除籍するということをいたしますと、更新率が年間で10%と、このようになるわけでございます。現在、中野区立図書館の開架図書の年間の更新率は、今年度の見込みで約5%程度になります。文部科学省が示しました公共図書館の基準に照らしますと、中野、人口30万人程度の都市の公共図書館の場合、望ましい水準といたしましては年間の開架図書更新率が10%程度ということも示されてございます。ですので、図書資料を購入し、また一方で不要となった書籍につきましては、閉架書庫へ移動させるか、もしくは除籍等の処理をとることによりまして、両方あわせて図書の更新が図られるということでございます。更新に当たりましては、当然ながら新規の資料購入の経費が必要でございますので、私ども資料購入費の確保するための努力の一つといたしまして、今回このようなことを企画したところでございます。

飛鳥馬委員長

そうしますと、この資料購入、資料と言っているのは、本そのもののことを資料と読んでいるんですか。

中央図書館長

図書資料ということでございます。

飛鳥馬委員長

わかりました。すると、単純に考えますと、これでうまくいけば、10年経てば全部新しくなると。

中央図書館長

もちろん、今回の取組みだけで到底確保できる金額ではございません。19年度予算は図書資料の購入費としまして約1億円計上してございますので、私どもの努力もその一助になるということですが、これだけで、もちろん10%を達成する額には、もちろんならないんですけれども。

飛鳥馬委員長

それを目指して、そのほんの一部をというね。

中央図書館長

図書館なりに努力はしたいと思っております。

飛鳥馬委員長

スズメの涙ぐらいですけども、きっと。という意味なんですね、意味としては。

大塚委員

そういう意味で、全図書館でやってもいい部分が、とりあえず中央図書館、東中野、野方というのは、何か理由があるんですか。

中央図書館長

これは、企画提案をしてきました事業者との話し合いの中で、ある程度の来客が見込める場所でぜひやらせてほしいという話がありました。ですので、今回は、この3館で試行的に実施するというところでございます。

高木委員

まず、2点あります。

歳入確保と歳出抑制ということなんですが、ちょっと区の収入、支出の仕組みはよくわからないのでご説明いただきたいんですが、これで確保したお金というのは、図書館の方で優先的に使える仕組みというふうになっているんでしょうかというのが1点と。

あと、ホームページのバナー広告の件なんですが、図書館ホームページというのは多分各人が家庭等で見るので、どんどんクリックしていただいて構わないと思うんですが、各館の利用者端末というのは、無料でそこで検索とかするわけですよね。そこで、例えばバナー広告をクリックしてしまうと、その間、専有する形になりますよね。それに関する危険はどうかということと。

あと、具体的にどういう広告主を想定しているのか。バナー広告、多様なバナー広告があるので、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

中央図書館長

まず、今回確保する歳入が、直接図書館で使える仕組みがあるのかということですが、これについては、現在、財政担当のほうと調整をしております。基本的には、いわゆる特定財源と申しまして、例えば図書館の中に、例えば公衆電話などを設置した場合の設置料金などは、会計上、図書館の歳入という形になるようになっております。逆に申し上げますと、その歳入がある分、一般財源からは差し引かれるという形に、今のところなっているのが現状でございます。

それから、2番目に、利用者端末機におけるバナー広告の設置についてですけども、確かにご指摘のような問題も考えられますので、今後システムの改修などを検討する中で、

そのあたりも含めて調整を図っていきたいと考えております。

山田委員

広告を掲載した物品等の寄贈の受け入れの、物品の中の、例えばかよい袋など、これ、経年的ではないですよ。1年間で、この1,000枚でしたっけ、これが毎年毎年必要なわけではないかもしれないんだと思うんですけど、例えば図書館カレンダーは毎年必要ですよ。そういったものの歳入の抑制というのは、毎年この額になるということではないですよ。

中央図書館長

例えば、かよい袋などは、利用登録者の数の動向にも、もちろん左右される部分がございます。ですので、来年、ここに載せました想定試算につきましては19年度の想定ということでございまして、20年度については、実施の規模などについては別途検討はしていきたいと思っております。

飛鳥馬委員長

そうしますと、更新されると考えていいんでしょうか。1年で新しい、また次の広告主があらわれたら、子どもから、これと交換しますよという、3年も4年も使えませんかというふうになってくるのかどうか、どうでしょうか。有効期限ということですね。

中央図書館長

バナー広告につきましては、現在、既に区のホームページにも広告の掲載がございます。これについては、1カ月を単位といたしまして契約する形になっていると聞いてございます。ですので、私どもも一定の——1カ月が適切かどうかはまた検討いたしますけれども、一定の期間を定めて広告の掲載という形をとることになるかと思えます。

飛鳥馬委員長

今の、山田先生が言われたかよい袋なんかというのは、ずっと子どもが持っていると思うんですが、それはどういうふうになるんですか。その期限といいますか。ちょっと細かいことで申し訳ない。

中央図書館長

かよい袋につきましては、年間の必要数をおおよそ割り出しまして、それは利用者の伸びなどからある程度必要数は算出できると思えますので、1年間に大体何枚必要かということを出した上で募集をかけるという形になると思えます。新しく登録した子どもに配るとというのが今までのやり方でしたので、ただ、過去5年間ほど配っていませんので、その間のご登録者についてはどうするかという問題は、それはそれであるかとは思いますが、考え方といたしましては、年間の必要枚数を割り出して、それに対して全部あるい

は一部の枚数について広告入りのかよい袋の提供を受けるという形になるかと思えます。

飛鳥馬委員長

そうすると、しつこいですがけれども、一度もらったのは5年も6年も使う子は使っていないというわけですね。

中央図書館長

袋自体に有効期限はございませんで、現在でも、数は少なくなりましたが、かよい袋を持ってきてくださっているお子さんも、まだいらっしゃいます。

飛鳥馬委員長

それに広告がついているわけですよ、今度ね。

中央図書館長

はい。

教育委員会事務局次長

先ほど高木委員からの3点目のご質問の、どういった広告主なり広告内容を想定しているのかというご質問にお答えしていませんので、よろしいでしょうか。

中央図書館長

広告内容につきましては、やはり図書館にふさわしいものということで一定の基準を定める必要があると考えております。現在、区の広告、区の刊行物に関する広告の掲載等については要綱がございまして、例えば風俗営業に係るものですか、政治・宗教活動に関するもの等については受け付けないという形になっております。こちらをもとに教育委員会要綱という形で整備して、一定の審査をしていきたいとしていきたいというふうに、広告内容については考えております。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。また、これも線引きが難しいところだと思いますけれども、実際にはね。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

ないようですので、それでは、以上で、本日予定しました議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第8回協議会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前11時02分閉会